

愛知県感染症予防計画の中間見直しについて

1 愛知県感染症予防計画について

2022 年 12 月に改正された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき感染症予防計画を改定し、2024 年 3 月 18 日に改定愛知県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）を公表した。（計画期間：2024 年度～2029 年度）

2 中間見直しについて

予防計画において、第 5、第 6、第 8、第 9、第 12、第 13 及び第 14 に掲げる事項については少なくとも 3 年ごとに中間見直しを行うこととしており、2026 年度は 3 年目にあたることから、必要事項の追加や時点修正等を行う。

3 中間見直し事項

- 第 5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力向上に関する事項
- 第 6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第 8 宿泊施設の確保に関する事項
- 第 9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- 第 12 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 第 13 感染症の予防に関する保健所の体制確保に関する事項
- 第 14 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と県及び市町村相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項